



平成 27 年 12 月 7 日

各 位

会 社 名 : 株式会社 サッポロドラッグストア

代 表 者 名 : 代表取締役社長 富 山 浩 樹

(コード : 2 7 8 6 東証第 1 部・札証)

問 合 せ 先 : 常務取締役管理本部長 高 野 徹 朗

(TEL. 0 1 1 - 7 7 1 - 8 1 0 0)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成 27 年 12 月 7 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の目的】

当社は、昭和 47 年 12 月に創業し、昭和 58 年 4 月の会社設立以来、「健康で明るい社会の実現に貢献する」という経営理念のもと、「お客さまから学ぶ経営」「一人一人の可能性を引き出す経営」「常に新しい事に挑戦していくチャレンジマインドの経営」を実践し、医薬品・化粧品などの小売業（ドラッグストア）として企業規模の拡充を図ってまいりました。また、企業としてより一層の飛躍と体制の強化を図るため、平成 15 年 10 月に株式を店頭登録し、平成 25 年 12 月には東京証券取引所市場第二部に上場いたしました。翌平成 26 年 7 月、当社株式は東京証券取引所市場第一部指定銘柄となり、今日に至っております。

近年のドラッグストア業界は、消費者の低価格志向や健康・美容に対する関心の高まりなどにより市場規模は拡大しているものの、その成長スピードは鈍化してきております。また、平成 21 年 6 月の改正薬事法の施行にともない、ドラッグストア業界の独占的販売カテゴリーであった一般用医薬品を他業種・他業態でも販売できるようになり、更に平成 26 年 6 月の改正薬事法の施行によって一般用医薬品のインターネット販売が解禁になるなど、小売業全体での業種・業態を超えた競争が激化し、経営環境は一段と厳しさを増しております。この厳しい環境において当社グループが更なる成長を遂げるためには、お客さまに支持されるお店づくりが今までも増して非常に重要となっております。

このような状況のもと、当社グループでは、お客さまが求めるものは何かを常に意識し、地域のお客さまの毎日の生活に必要な快適さと利便性を追い求め、「ヘルス&ビューティを核とした生活便利ストア」を基本コンセプトに、「次の 10 年を生き抜くフォーマットづくり」として、小商圏でも成立する標準化された店舗フォーマットの確立に向けた実験と検証・改善を繰り返しております。

この標準化されたドラッグストア店舗を積極的に出店し、今後もドミナント化の深耕と購買活動におけるマスパワーの増強、標準化による店舗マネジメントの効率化を追求してまいります。

また、円安傾向の継続やビザ発給要件の緩和、免税対象品拡大などにより、昨今訪日観光外国人が

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

増加しており、政府や地方自治体も更なる訪日観光外国人誘致に向けた施策を打ち出しております。このインバウンド需要を戦略的に取込むべく、平成 27 年 6 月にインバウンド向けの旗艦店として札幌市内に狸小路 5 丁目店をオープンさせ、その後も、北海道内の観光地（札幌・小樽・函館）にインバウンド向け店舗 4 店舗を機動的に出店し、多くの訪日観光外国人にご利用いただいております。

これらインバウンド向け店舗の出店・運営を通じ、訪日観光外国人の方々に一層楽しんでお買い物いただける売場づくりのノウハウを着実に蓄積しており、この蓄積されたノウハウを活かし、今後もインバウンド向け店舗を展開してまいります。

今回の新株式発行による調達資金は、当社の新規出店のための設備投資資金に充当する予定であります。標準化されたドラッグストア店舗による積極出店の推進とノウハウを蓄積したインバウンド向け店舗の新規投入により、売上高の増加と利益率の向上を同時に追求することで収益構造を改善するとともに、自己資本の拡充による財務体質の強化を図り、持続的な成長による企業価値の増大を目指してまいります。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 650,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 27 年 12 月 14 日(月)から平成 27 年 12 月 17 日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90~1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成 27 年 12 月 22 日(火)から平成 27 年 12 月 25 日(金)までの間のいずれかの日。ただし、①発行価格等決定日が平成 27 年 12 月 14 日 |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(月)又は平成27年12月15日(火)の場合は平成27年12月22日(火)、
②発行価格等決定日が平成27年12月16日(水)の場合は平成27年
12月24日(木)、③発行価格等決定日が平成27年12月17日(木)の
場合は平成27年12月25日(金)とする。

- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 富山浩樹に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 97,500 株
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、
又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、
需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集に
おける発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主
から97,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 富山浩樹
に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 97,500 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における
の 決 定 方 法 払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出され
資 本 準 備 金 の 額 る資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満
の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、
増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本
金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 平成28年1月18日(月)
- (6) 払 込 期 日 平成28年1月19日(火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るも
のとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要
な一切の事項の決定については、代表取締役社長 富山浩樹に一任する。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から97,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、97,500株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成27年12月7日（月）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式97,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成28年1月19日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成28年1月12日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	4,002,000株
公募増資による増加株式数	650,000株
公募増資後の発行済株式総数	4,652,000株
第三者割当増資による増加株式数	97,500株(注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	4,749,500株(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限2,134,538,375円については、平成29年2月15日までに、インバウンド向け店舗（訪日観光外国人を対象とした免税店舗）4店舗を含む当社の新規出店に係る設備投資資金（最大1,831百万円）に充当する予定であります。なお、残額が生じた場合には、平成29年2月15日までに返済期限を迎える金融機関からの借入金の返済資金に充当する予定であります。

また、増資資金につきましては、具体的な充当期までは、当社預金口座にて適切に管理いたします。

なお、当社グループの設備計画の内容については、平成27年12月7日現在（ただし、既支払額については平成27年11月15日現在）、以下のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		増加予定 売場面積 (㎡)
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(提出会社) 中標津店	北海道 標津郡	小売事業	店舗	255	125	増資資金 及び借入金	平成27年 10月	平成28年 4月	1,254
(提出会社) 函館白鳥店	北海道 函館市	小売事業	店舗	144	23	増資資金 及び借入金	平成28年 3月	平成28年 8月	1,254
(提出会社) 旭ヶ丘店	札幌市 中央区	小売事業	店舗	196	—	増資資金 及び借入金	平成28年 7月	平成28年 12月	1,254
(提出会社) 道南 4店舗	北海道 道南地区	小売事業	店舗	524	—	増資資金 及び借入金	平成28年 5月	平成28年 12月	3,729
(提出会社) 道央 3店舗	北海道 道央地区	小売事業	店舗	513	34	増資資金 及び借入金	平成28年 2月	平成28年 11月	2,244
(提出会社) 道北 1店舗	北海道 道北地区	小売事業	店舗	255	—	増資資金 及び借入金	平成28年 2月	平成28年 7月	1,254
(提出会社) 未定 3店舗	未定	小売事業	店舗	122	—	増資資金 及び借入金	平成28年 3月	平成28年 11月	396

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 表中の道南1店舗及び未定3店舗の計4店舗は、インバウンド向け店舗であります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の新株式発行による調達資金を上記(1)に記載の用途に充当することにより、当社グループの中長期的な収益性の向上ならびに財務体質の強化に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆さまの負託に応え、将来にわたり安定的な配当を実施することを、経営の重要政策と考えております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。この剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。当社は、株主の皆さまへの機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月15日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、今後予想される小売業界における競争の激化に対処すべく、経営基盤のさらなる充実・強化のため新店舗の開店ならびに既存店舗の改装資金に充当するなどの有効投資・財務体質の強化などに活用する方針であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成25年2月期	平成26年2月期	平成27年2月期
1株当たり連結当期純利益	150.00円	158.32円	106.62円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	23.33円 (—)	25.00円 (—)	30.00円 (5.00円)
実績連結配当性向	15.6%	15.8%	28.1%
自己資本連結当期純利益率	13.2%	12.5%	7.8%
連結純資産配当率	2.1%	2.0%	2.2%

- (注) 1. 平成25年8月16日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記記載の1株当たり連結当期純利益、及び連結純資産配当率の算出に使用する1株当たり連結純資産(下記注5.参照)につきましては、平成25年8月16日付株式分割が平成25年2月期の期首に行われたものと仮定して算定しております。
2. 平成25年2月期の実際の1株当たり年間配当金は70.00円ですが、平成25年8月16日付株式分割後の株数を基準として計算した額(23.33円)を記載しております。
3. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
4. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値であります。
5. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成25年2月期	平成26年2月期	平成27年2月期	平成28年2月期
始 値	2,406 円	3,420 円 □1,281 円	1,340 円	1,850 円
高 値	3,970 円	4,245 円 □1,620 円	1,980 円	3,280 円
安 値	2,051 円	3,260 円 □1,251 円	1,222 円	1,650 円
終 値	3,630 円	3,930 円 □1,354 円	1,856 円	3,185 円
株 価 収 益 率	8.1 倍	8.6 倍	17.4 倍	—

- (注) 1. 平成28年2月期の株価は、平成27年12月4日(金)現在で表示しています。
2. 株価は、平成25年7月15日までは大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日以降は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるもの、平成25年12月3日以降は東京証券取引所市場第二部におけるもの、平成26年7月22日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
3. 平成26年2月期の株価の□印は、平成25年8月16日付株式分割(1株を3株に分割)による権利落ち後の株価であります。
4. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社トミーコーポレーション、富山睦浩、富山浩樹及び富山光恵は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。